

平成17年4月14日（木）

企業会計審議会

第4回監査部会会議録

於 金融庁特別会議室
(中央合同庁舎第4号館9階)

金融庁総務企画局企業開示参事官室

午後 4時03分 開会

○山浦部会長 定刻になりましたので、これより第4回監査部会を開催いたします。

なお、本日の部会も企業会計審議会の議事規則にのっとりまして公開することとしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山浦部会長 ありがとうございます。それでは、公開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。

前回まで3回の部会では、品質管理に関する監査基準の改訂の論点について、皆様からご意見を頂戴してまいりました。本日は、品質管理以外の事項で、国際的な動向も踏まえまして監査基準に盛り込んでいくべき事項がないかということについて、ご議論をお願いしたいと思います。しております。

それに関連しまして、まず最初に国際監査基準の改訂状況及び日本公認会計士協会の取り組み予定、さらにその関連で最近公表されましたビジネスリスクを重視したリスクアプローチにかかわる日本公認会計士協会の実務指針の概要につきまして、日本公認会計士協会の加藤委員にご説明を頂きたいと存じます。

それでは、加藤委員よろしく願いいたします。

○加藤臨時委員 加藤です。

それでは、お手元の資料1というものに則しまして、大体30分ぐらいにわたりまして私の方から説明させていただきます。

資料の1に書いていますように、最初の大きなテーマが国際監査・保証基準審議会（IAASB）と呼ばれますが、ここで国際監査基準（ISA）をつくっているわけですが、ここ過去数年来、それからこれから先の数年において、国際監査基準の一連の見直しをしておりますので、その辺のご紹介と、それに対応して私ども会計士協会がどういうふうに取り組んでいるかというお話をさせていただきます。

そして2番目の項目としては、その中からさらにもう少し具体的に、ごく最近、3月31日ですが、リスクアプローチについての実務面での実務指針の見直しをしまして公表しましたので、その内容についてご説明させていただきます。

まず最初に、資料1-1をご覧になって頂きたいんですが、この国際監査基準の一連の改訂が行われている背景について、ごく簡単にご説明したいと思います。

この一連の改訂というのは、もともとスタートしたのは、いわゆる監査におけるリスクアプローチと言われるリスクモデルの見直しから始まって、最近は、EUにおけるいわゆる会計の面での2005年問題に対応する監査基準のコンバージェンスに結びついていったという大きな流れがあるんですが、最初に、1990年代において国際的な大手会計事務所では、既にいわゆるビジネスリスクアプローチと呼ばれる、そういう感じの事業リスクの理解を遵守する監査の手法が、実務面で行われていたということで、これを受けて、2番目に書いていますが、現在のIAASBの前身であるIAPCという国際監査実務委員会が1998年10月に、こういう実務で既に普及しているビジネスリスクアプローチについて検討しようというプロジェクトを立ち上げました。その後、アメリカの公認会計士協会の中にある監査基準審議会も2000年8月に同じようなプロジェクトを立ち上げたものですから、合同でこういう研究をしていったわけです。

その中で、2つの報告がなされたんですが、1つはの上から4つ目の「・」に書いていますが、ジョイントワーキンググループというものができまして、これはアメリカとイギリスとカナダの大手会計事務所、会計士協会、学者。会計士協会ということは、当時はビッグ5でしたから、ビッグ5とそれに準ずる5つの事務所ということで、上から10ほどの大きな事務所、ここ実際に行われていた実務のアンケート調査とか、そういうものをまとめた報告書が2000年の5月に出ました。

それからもう1つは、アメリカの会計士協会の当時、これはエンロン事件をきっかけとして、もうなくなっちゃったというか、大きな使命を終えたんですが、POBというPublic Oversight Boardがあったんですが、そこでパネルを立ち上げまして、監査の有効性に関しての実際の調査等を行ったと、これの報告書が2000年8月に出たわけです。

この報告書の中では、例えばジョイントワーキンググループの方では、どちらかというところのビジネスリスクアプローチに前向きの内容とか、既存の国際監査基準を、それに則したような改善をした方がいいというような提案が盛り込まれていたんですが、このPOBの方はどちらかというところ、余り純粹のビジネスリスクアプローチについてそれほど前向きではなくて、むしろ伝統的なリスクモデルでもまだ十分でないとか、リスク評価が十分でないというような形での報告なり、提言がなされていたということで、POBレポートの中には、それ以外にもいわゆる不正捜査型監査手続 (forensic-type audit) とかと呼ばれたんですが、非常に厳しい監査をなささいとか、ピアレビューを強化しなさいとか、限度を超えた非監査業務の事前承認が必要だとか、そういういろいろな広範囲にわたる提案をしていたんですね。

そういうことで、この両方の報告等も兼ね合わせたところで、IAASBとしては2003年10

月にISAの315という、事業と環境の理解及び重要な虚偽表示リスクの評価等、これ以外のものもあわせて、いわゆるリスクモデルの改訂版を公表したということで、今日またお話ししますが、改訂された国際監査基準に盛り込まれている概念というのは、純粋なビジネスリスクアプローチと言えるのかどうかということについては、いろいろと学説的にも議論のあるところだと思いますので、その辺は監査論の権威の先生方がたくさんおられますのでお任せするとして、私どもの感覚からすると、余り純粋なビジネスリスクアプローチということではなくて、もう少し伝統的なものに近いような感じのものじゃないかなという気がしています。

このリスクモデルに関する一連の動きとは別にもう1つの動きがありまして、下から3つ目の「・」に書いていますが、2000年にIOSCOが国際会計基準をエンドースしたということに伴いまして、EUを中心にこの国際監査基準に対する関心が高まって、IFACはIAPCの改革を決定して2002年4月にIAASBへ改組したという動きがありました。

また、2001年11月にはFEE（欧州会計士連盟）が2005年までにEUにおける財務諸表監査を国際監査基準に基づいて実施すると、いわゆる会計の2005年問題に対応して、監査の方もやはり統一すべきだという動きが出てきたということで、それにあわせてリスクモデル以外のものも含めて、一連の見直しをするようになったという背景があるわけです。

では、一連の改訂はどのような予定になっているのかということにつきましては、次の資料の1-2を見て頂きたいんですが、これはスケジュールなんですが、右側の方に書いていますが、国際監査基準の一連の改訂スケジュールです。もう既に改訂が終わったもの、例えば最初の1ページに書いてあるような監査の品質管理とかリスクモデルに関する一連のものは、既に最終版が公表されています。あと、その他ずっと下のページを行きますと、既に最終版として公表されたものもありますし、公開草案が公表されたものもあるということで、4ページにわたるまでのスケジュールが現段階では決められております。

これに対応して、私ども会計士協会がどういう対応をしているかということが、この表の左側に書いてあります。

例えば1ページを見て頂きますと、監査基準委員会報告書ということで、一番上に書いていますが、現行12号「監査の品質管理」。これは国際監査基準では既に昨年の2月に最終版が公表されておりますので、これに対応して現在協会では、私どもの12号の見直し作業を進めております。ただ、この改訂スケジュールの公開草案と最終報告書公表の月が入っていないのは、まだ検討中で、いつ公開草案出すかということがまだ決められていないということです。こ

の辺は、今後この監査部会での動き等も考えた上で審議を進めていこうかなと思っております。

その下の27号「監査計画」、それから28、29、30、31、これは一連のリスクモデルに関連したものであるということで、3月31日に公表しました。この公表に際して協会が出しました常務理事の前文というのが、お手元の資料の一番後ろに参考資料として、こういうものを公表しましたということで留意事項等書いてあります。

今回、公表しました5本、一部改訂を含めると6本あるんですが、これの適用時期につきましては平成18年4月1日以後開始事業年度ということになっておりますが、この表の早期適用のところに書いていますように、今年の4月から開始する今会計年度からも早期適用ができるというように規定しております。

それで、私どもの実務指針の改訂は、かなり量があるということで3段階に分けて、今までご説明したのが第1段階ということで、平成18年4月1日以後開始事業年度。第2段階としては、3ページにあります3つを今のところ第2段階ということで、平成19年4月1日以後開始事業年度からと考えております。それから第3段階としては、4ページ以降のものと、こんな形で段階的に適用していくというようなことを考えております。

1ページの一番最初に書いてあります監査の品質管理につきましては、これは既に前のこの監査部会において内容等ご説明してありますが、これとは別に事務所全体の品質管理の方も、やはり前回説明しましたのに合わせまして現在見直しをしております。そのことについては、2ページの下の注に書いてあります。

あと、それ以外に第1段階として現在検討しておりますのは、この2ページの一番上にあります17号「中間監査」、これは日本独特のもので、これに対応する国際監査基準はないんですが、日本には中間監査という制度がありますので、これに対応するリスクモデルの見直しを現在進めております。

あとは、次に10号「不正及び誤謬」というものがありますが、これは対応する国際監査基準としては、ISA240というものが不正に関する国際監査基準、これが昨年2月に最終版が公表されておりますので、これに対応する協会の実務指針の見直しも現在進めております。ただ、これにつきましても慎重に審議する必要があるということで、今のところ、いつ公開草案にするとか、いつ最終にするというようなことが決まっておらず、この改正スケジュールでは空白になっております。

あと、その他につきましては時間の関係もありますので説明を省略させて頂きまして、ご覧になっておいて頂ければと思います。

それから資料1-3ですが、これは私どもの監査基準委員会の活動の概況ということで、こんなことをしていますという、過去のご報告をしているものですが、ここで1つ強調しておきたいのは、私ども会計士協会のデュープロセスということが前回も話題になりましたが、例えばこの真ん中に書いています公開草案の公表、こういう形で公開草案を公表して、広く一般にコメントを求めているということ。

それからその下に書いてあります監査問題協議会の開催、これもデュープロセスの一環として私どもはいろいろな分野の方から直接ご意見をお聞きする機会を設けているということです。

それから2ページ目に行きまして、IAASB公開草案に対するコメントの提出ですが、私どもは池上さんがIAASBのボードメンバーとして出られておりますので、そこで私どもの意見を言うというのとは別に、協会としてもこのIAASBが出します公開草案については、監査基準委員会の方で積極的にコメントを出して、日本の意見を発信する。要するに、私どもとしては、IAASBがつくったものを、ただそのまま物まねのように私どもが翻訳して日本の実務指針ではなくて、その作成段階から私どもの意見をインプットして直接参画することによって、それをできたものを我々が受け入れるということで、そういうふうに努めているというところが現実であります。

以上がIAASBの動きとそれに対応する協会の取り組みの全体像のお話です。

次は、もう少し焦点を絞りまして、3月31日に公表されましたリスクアプローチの内容についてご説明したいと思います。

お手元の資料でいきますと1-4、ちょっと漫画みたいなのが書いてあって、この監査人というのは私風情の感じがするんですが、これは私ではありませんので、ご了解ください。

なかなかリスクアプローチって、文章、言葉だけ並べてもわかりにくいと思ったので、全体像がわかるような、こんな感じで順を追ってご説明させていただきます。この中に○のAとかBとかCとか書いてありますが、これが今回の実務指針の主な改正点ですので、これについても、説明の過程の中でどこが変わったのかということのを別の資料、お手元に1-5という資料がありますが、こちらで改正された内容等について説明したいと思います。

まず最初に、この1-4の絵を見て頂きたいんですが、この一番左側にABCという会社、本社と工場があって、外側にぎざぎざの星みたいなのが書いてありますが、この外側のぎざぎざが、いわゆるビジネスリスクと言われるものというようなことでここに絵をかいております。

私どもの実務指針では、このビジネスリスクを日本語で事業リスクと呼んでいますが、ビジネスリスクというのは、一言で言えば、その企業が企業本来の事業目的を達成できないリスク

ということなんですね。

それはいろんなリスクがあるから事業目的を達成できないわけで、例えばどんなものがあるかという、ほんの一部ですが、ここに例として右の方に書いていますが、コンプライアンスリスク（法令順守違反リスク）、買収リスク。これは最近マスコミでいろいろ話題になっていますが、買収される側にもリスクがあるし、買収する側にもリスクがあるわけで、こういう買収リスク、新製品開発失敗リスク、重要な顧客倒産リスクとか、ここにいろいろ書いていますが、こういう企業を取り巻くいろんなものがビジネスリスクと言われるものですが、今の新しい実務指針では、こういうものについて幅広く認識をして評価を下さい。そしてその中から、財務諸表に直接影響を与える事業リスクを識別下さいというような位置づけになっています。

ですからこの例でいきますと、多分、通常ですと上の3つは今は直接は財務諸表には関係ない、将来はそういうふうに関わりが出ていくんだと思います。ですから、この中でいきますと重要な顧客倒産リスクとか、返品リスク、こういう下の4つが直接財務諸表に影響するんじゃないかということで、監査人の当面の直接の評価の対象になるという、これがいわゆる新しい考え方というか、ビジネスリスクアプローチ的な監査実務と言われているわけですね。

これについてはAと書いていますので、資料1-5を見て頂きたいんですが、改正された実務指針では、今、言いましたようなことがこの左側に書いてあります。そしてなぜこんな会計士が、今は会計とは直接関係ないような企業を取り巻くビジネスリスクまで見なきゃいけないのかということについては、真ん中あたりに書いていますが、ご参考ですが、先ほどちょっと触れましたJWGレポート、この中には、これは主に監査法人からのアンケートによってこういうような回答が出ています。

こういうビジネスリスクアプローチを採用する主な理由として、幾つか挙げられているんですが、例えば効果的監査の実施。これは今日における監査の失敗というのは、非効果的な監査手続の実施ということよりも、例えばゴーイング・コンサーンだとか、不正だとか、その他のビジネス上の問題として、事業環境の急速な変化、グローバリゼーション、技術革新等に起因することの方がむしろ多くなっている。こういうようなビジネスリスクが財務諸表に直接インパクトを与える時間は、昔は結構時間かかったと思うんですが、今は非常に速いスピードで財務諸表にあらわれてくるということで、より効果的な監査を行うためには、今まで以上に広範囲なビジネスリスクを認識して、理解して、評価して、それらが財務諸表に直接影響を与える重要な虚偽表示リスクに結びつく可能性を、早め、早めにキャッチしていく必要があると、それが効率的な監査の実施になるというようなことを挙げています。

それから効率的な監査の面からいきますと、伝統的な方法だと、重箱の隅をつつくように、あらかじめ決められた一定の手続を、要するに形式的、画一的に行って、結果的に過度の監査をしてしまうという嫌いがあって、もっとバラエティーに富んだ、柔軟性のある監査手法の採用が望まれるんじゃないかということが挙げられています。

それから、IT技術の進歩によって、従来は基本的な日常業務における間違いの発見が監査の対象になっていたと思うんですが、今はIT技術が進歩して、そういう面での信頼性は高まっているので、よりレベルの高い判断とか評価、そういうものが監査の対象に移っているということ。

それからクライアントサービスの向上、これはビジネスリスク的なアプローチで、会社の中身をよく理解することによって、企業経営者に付加価値を与えることができる。

あるいは同じようにコーポレートガバナンスの向上とか、あるいはステークホルダーの期待、コーポレートガバナンスに関しての期待にもこたえることができるというようなことが挙げられています。

それから6番としては、これは監査人自身のリスクなんですけど、エンゲージメントリスクと呼ばれておりまして、これは監査リスクモデルの外にあるリスク、監査人自身が負っているリスクで、例えば監査契約を破棄される、あるいは新規に受職できないリスク、契約リスクと呼ばれていますが、そういうもの。あるいは監査人が訴訟に巻き込まれる、監査法人が悪評、その他評判が落ちる、あるいは職業専門家としての事業の業務の損失や被害というような、こういうようなものを軽減するという意味でも、企業自身のビジネスリスクを理解することが助けになるというようなことが挙げられております。

私どもとしては、ここに挙げられているようなビジネスリスク的なアプローチを採用する、こういうベネフィットについては、私どもは日本でもやはりこういうことが言えるんじゃないかなというようには思っています。

従来の実務指針でもそれと似たようなことが書いてあるんですが、やはりウエートづけが今回の実務指針では大きく異なっている、ウエートが大きくこちらにシフトしているというところが違うと思います。

それから、これがビジネスリスク的なアプローチをとっていることのご説明です。

また、1-4に戻って頂きまして、こういうような企業、ビジネスリスクの中から財務諸表に直接影響を与えるリスクだけ取り出して、それが監査の直接の対象になるんですが、この一番左側の絵で言いますと、この中で点線で小さな丸が書いていますが、これが要するに財務諸

表に直接影響を与えるリスクという意味で中を狭めているんですが、こういうものを抽出して監査の対象とする。

まず監査の対象にする、対象になるものはどういうものかということですが、これはこの絵でいきますと、経営者の責任という点線の箱がありますが、まず会社の経営者の責任というのは適正な財務諸表を作成する。財務諸表全体としての適正性を保証するわけですね。ということは、その基礎になる、これは「ということは」ということで、イコールでつないでいるんですが、財務諸表の基礎になる取引だとか、勘定残高とか表示とか開示という個別のこういうものについて、一定の要件、例えば実在性とか網羅性を充足していると経営者が言っていることなんです。これを今回の実務指針では、経営者の主張、英語ではアサーションと呼ばれていますが、こういう言葉を入れることにしました。

もう少しわかりやすく言いますと、例えば財務諸表全体が適正ということは、その中に入っている、例えば売掛金が100億円あるという数字があらわされるとすると、それは会社の経営者は、売掛金を100億円ありますよという実在性について主張していることになるんです。それについて貸倒引当金が3億円計上されているということは、会社の経営者は100億円の売掛金のうち3億円は取り立て不能ですということで、評価と期間配分についての経営者の主張をしているという関係になるわけです。

それを私どもとしては、監査の対象とする場合に、そういうリスクの評価ということを下の方に書いてあります企業のリスクということで、これを評価します。企業のリスクには、2つに分解することができます、1つは①に書いています固有のリスクと呼ばれるもの、もう1つは②に書いてあります統制リスクと呼ばれるものに分解できるんです。

例えば今の例でいきますと、売掛金には回収不能となるリスクがあるんですが、これを固有リスクというわけです。ただ、この固有のリスクは統制リスク、内部統制がきちんとしていて、適切な運用をされていれば、きちんと把握されて、それに対応する会計処理がきちんとされるんですが、もし内部統制が不備であったり、適応が適切でないとこれを見逃してしまうんです。そして適切な会計処理、貸倒引当金の計上等が行われないリスクがあるわけで、これを統制リスクといいます。

それで、従来というか現在の監査基準でもそうですが、固有リスクと統制リスクをそれぞれ分けて評価するというようになっているんですが、今の実務指針では、分けるのも構わないんですが、どちらかという分けないで一緒に評価する形になっています。その一緒に合わせたリスク、結合リスクというんですが、それをこの矢印の下に書いています重要な虚偽表示リス

クと呼んでいます。

なぜ、分けないで結合して評価するかということについては、資料1-5の5ページ、○のDを見て頂きたいんですが、左側に従来は、監査リスク＝固有リスク×統制リスク×発見リスクという、本当は算式じゃないんですが、相互関係をあらわすのに、こういう形でリスク評価していたものを、固有リスクと統制リスクを特別に区別しないで一緒にするという考え方が導入されているんですが、その背景としては、真ん中に参考として書いていますが、これは先ほどのJWGレポートですが、ここに寄せられた監査法人からのコメントによりますと、実務においては、固有リスクと統制リスクを区別するのは、常に容易というものではない。これら2つのリスクの区別は時として不明瞭であり、また監査の観点からはそれらの区別はそれほど重要なことではないというような、実際に監査の実務からの声が上がっています。

それとは別に、今回、改正される前のISA400の40項では、多くのケースにおいて、固有リスクと統制リスクは相互に密接な関係にあり、監査人がこのような状況において両者を区別しようとする、不適切なリスク評価をしてしまう可能性がある。このような場合は、両者を結合して評価した方が、監査リスクの判定がより適切に行われると思われるというようなことが書いてあります。

例えばということで1つ例を挙げますと、例えば複雑な金融商品、デリバティブ取引なんかは、デリバティブ取引固有のリスクなのか、あるいはそこに関連した統制リスクから出てくるリスクなのか、その辺の区別がなかなか難しい。それをあえて区別しようと思うと相当時間がかかるというようなところがあるんだと思います。

ただ、この結合して評価するということは、全く新しい考え方ではなくて、この右側の従来の実務指針のところに書いていますように、既に現在の監査基準の前文にもそのようなことが書いてありますし、従来の実務指針の5号の中にも結合して評価することもできるということが書いてあったんですが、どちらかという区別して評価するのを原則とするという位置づけだったのが、今の実務指針では、むしろ結合して評価する方が原則的になって、区別してもいいですよというような位置づけになったということで、この辺も完全に変わったわけではなくて、実務面における変更ということが言えると思います。

それからもう1度、資料1-4に戻って頂きたいんですが、これが経営者の責任であり、企業側のリスクとこれに対して監査人はどういう対応するかという、今の二重責任のもとにおいて、監査人側の責任というのは、監査手続を実行して監査意見を表明するというところにあるわけですが、今回の実務指針では、この手続の流れを大きく2つに明確に分けて、この真ん

中の○のBの下に書いていますが、財務諸表全体としての重要な虚偽表示リスクの評価と、それから先ほど言いました個別の勘定残高、個別の取引に関する経営者の主張ごとの重要な虚偽表示リスクを評価するというように、大きな2つの流れに書いてあります。

この辺も、今でもこういう考え方があるんですが、それほど全体的な流れとして、これほど明瞭に分けてはいないということで、この辺は後ほど資料5の○のBを見ておいて頂きたいんですが、時間の関係で説明は省略させていただきます。

それで従来、現在の監査基準あるいは実務指針では、経営者の主張ということについては、この下に書いていますが、監査要点という言葉で置かれているんですが、今回の実務指針では、経営者の主張ということ、経営者側から見た、例えば先ほどの売掛金100億円ありますよということは、経営者がそういうふうに実在性を主張しているということ。それを監査人が、本当に100億円売掛金ありますかということを監査人の立場から見たときに、それを監査要点というというような位置づけにしているわけです。この辺も実務指針の中では、従来とちょっとウエートづけが変わったということですね。

そしてこのリスク評価を、この財務諸表全体としてと経営者の主張ごとに分けると、それに応じて、右側の方に行きまして、評価したリスクに対応する監査人の手続として、財務諸表全体に対しては全般的な対応を行い、経営者の主張ごとについてはリスク対応手続を実施するというので、この辺も監査手続を大きく2つに分けて個々に説明をしております。

それからもう1つ、今回の実務指針の改正で、新たな概念として出てきましたのが、この真ん中の四角の一番下の方に○のEとして書いていますが、特別に検討を要するリスクという定義を導入しています。これは詳しいことはまた後ほど資料1-5の○のEを見て頂きたいんですが、リスクアプローチというのは、どうしてもリスクにウエートを置いて、重要なものだけピンポイントで監査するというのがリスクアプローチなんですが、そうすると、何か異常なものを見落とす可能性があるということで、しかもリスクアプローチはどちらかというと、金額の重要性を重視するんですが、不正とかイレギュラーなものというのは、金額だけでなく、性質的にもおかしいものがあるはずだから、そういうものにも着眼して監査を下さいというのが、今回導入された特別に検討を要するリスクという考え方です。

これは、もしそういうものが発見されたら、例えばこういうものはどういふものから来るかという、不正絡みのこととか、あるいは非定型的取引ですね。通常起きないような取引が仕分けの中に出てくる。もしそういうものがあつたら、それについては右の方の矢印に書いていますように、特別な監査上の検討を行って、特別な監査手続を下さいということになってい

ます。この辺も、後ほど1-5の方の○のEを見て頂ければ、もう少し具体的に書いてありますので、そちらをご覧ください。

それで、先ほど企業がのリスクのお話ししたんですが、今度、監査人のリスクなんですが、こういう手続、右側の監査手続を実施しても、私どもは100%正しい監査意見を出せるという保証はないんですね、残念ながらですけども。それで、下の方へ行きまして監査人のリスクと書いていますが、例としてここに書いてあるのは、監査手続を実施しても本来行うべき貸し倒れ、先ほどの例でいきますと、貸倒引当金の計上等が行われなかったことを発見できないリスクがあります。私どもはゼロにはできないんですね。これはなぜかという、私どもの監査は示唆で行います。リスクアプローチですから、100%帳簿を見たり、100%証憑書類を見るわけではないんですね。そういう点の限界がある。あるいは手続の有効性、あるいは手続の有効性、あるいは私ども自身の監査人の不適切な手続の選択とか、監査手続の適用を誤るとか、その監査手続の結果を誤って解釈する、そういうこともあります。

いずれにしろ、そういうもので間違った監査意見を出す可能性というのはありますので、それは発見リスクと呼んでいます。発見できないリスクですね。

そうしますと、この絵でいきますと、この一番右の方に行きまして、このABCという会社が財務諸表を作成するわけですが、仮にこの財務諸表は正しくなかったという場合でも、×でも○の適正意見を表明するリスクはあるんですね。この間違った監査意見を表明するリスクを監査リスクといいます。ですから、この間違った意見を表明する監査リスクというのはどういうリスクからくるかという、一番下の算式ですが、右側の重要な虚偽表示リスクという、企業が負っているリスクと、監査人自身が負っているリスクとの相互関係でこの監査リスクが決まってくるという、これは掛け算で書いていますが、先ほどもちょっと示しましたが、これは数字で掛けるわけではなくて、こういう相互関係にあるということですね。

ただ、これでもわかりにくいので、非常にラフな数値でご説明しますと、仮に重要な虚偽表示リスクが2だとしますね。そういうふうに水準が判定したと。発見リスクが2だとすると、監査リスクが4になると。2×2=4という、この監査リスクが4ということ、私ども監査人が合理的に低い水準であると。

ですから、私どもは監査意見を表明できるというふうに仮に決めたときに、これが標準だとすると、あるABCという会社が、非常に内部統制がよくて優秀な会社でリスクが少ない会社となると、重要な虚偽表示リスクが1ということになりますと、発見リスクは4あっても大丈夫だと。1×4=4ということで、合理的に低い水準に抑えることができるということで、

会社の内容がよければ発見リスクを高くすることができる。ということは、内部統制に依存して期末の実証手続を少なくすることができるという関係になっているわけです。

逆に、このABC社が非常に内部統制が悪くて、いろんな問題があって信頼性がおけない、リスクが非常に高い会社ということで、例えば重要な虚偽表示リスクが4だということになりますと、発見リスクはうんと低く抑えないと、監査リスクの4の水準は得られないということで、発見リスクを1に抑える。ということは、内部統制に余り依存しないで、たくさんの実証手続を行うと、こんな感じになっているということで、これはお互いに相互関係があるという説明をさせて頂いたわけです。

こんな形で、リスクモデル、どこまでご理解頂けたかわからないんですが、リスクアプローチについての概念的なご説明とさせていただきます。

その他の資料としては、お手元の資料の1-6ですが、これは今回公表されました5本の実務指針の相互関係を示したもので、一番上に監査計画がありますが、監査計画も新しいリスクモデルを反映したところの実務指針が出まして、監査計画というのは監査期間中、常に見直しをする必要があるということで、この矢印が上下に2つに双方向に書かれていますが、そういうことを意味しています。真ん中に書いてあります28、29、30あるいは一番下に書いてあります31号、この辺はリスクモデルに関連する実務指針ということで、この内容については概略今、ご説明させて頂きましたので、省略させていただきます。

以上、駆け足で申しわけなかったんですが、説明を終わります。

○山浦部会長 ありがとうございます。

なかなかの専門的なご説明で、かなり現場の経験等もあって初めてわかるようなところもあります。ただ、本日はただいまのご説明につきまして、皆様のご質問あるいはご意見等頂きたいと考えております。

その前に、ただいまご説明のあった国際的な動向を踏まえた場合、今後、当監査部会が我が国監査基準の改訂作業を継続的に進めていくに当たりまして、具体的にどのような課題が見込まれるかについて、事務局に一応の整理をして頂きましたので、これを先に事務局の方から説明を頂きまして、その後、加藤委員からのご説明等についてのご質問、ご意見等を頂きたいと思っております。

では、事務局よろしくお願いたします。

○野村企業会計調整官 それでは、事務局の方から国際的な動向を踏まえまして、我が国の監査基準の改訂に当たりまして課題となり得る事項につきまして整理をさせて頂きましたので、

ご説明させていただきます。

資料2をご覧頂きたいと思います。

ただいま加藤委員の方から国際監査基準（I S A）の改訂につきまして、スケジュールを含めた全体像についての説明がございました。この表は、国際監査基準の改訂に関しまして、最終的な基準が公表されているものを抜き出したものであり、表の左側から改訂されました基準の主な内容、それから基準書の名称、それから最終基準の公表時期、それから備考の順になっております。

監査基準につきましては、当部会の第1回の会合におきまして、継続的に改訂の作業を行っていくということが確認されたところでございますが、まず第1段階としての改訂作業として、具体的にどのような課題が考えられるかということにつきましてご議論を頂ければと考えているところでございます。

この表に基づきましてご説明させていただきますと、まず一番上の「品質管理」につきましては、これまでの3回の部会におきましてご審議を頂いている項目でございます。それから2番目ですが、ただいま加藤委員からのご説明もございましたが、「ビジネスリスクを重視したリスク・アプローチ」を内容とする改訂基準につきましては、第1回会合におきまして、公認会計士・監査審査会からのご報告にもございましたけれども、リスク・アプローチに基づく監査に関する事項への指摘が多いなど、リスク・アプローチが足下の問題となっているのではないかとといった点、それから今申し上げました品質管理の問題とも、ビジネスリスクを重視したリスクアプローチの問題が密接に関係しているのではないかとことから、この機会にあわせて改訂の要否につきましてご検討を頂くことが考えられます。

次に、上から3番目の「不正」につきましては、経営者による統制を無視した不正の発見に焦点を当てた具体的な監査手続を規定するなどの改訂が国際監査基準において行われたところであり、我が国の監査基準におきましても、今後、改訂の要否の検討が必要となり得る項目であるというふうに考えているところでございます。

ただし、備考にも書かせて頂いておりますが、米国の監査基準設定主体でございます公開会社会計監視委員会（PCAOB）におきまして、この「不正」に関する基準の改訂の作業が現在、行われているというふうに承知しておりまして、その動向によりましては、国際監査基準の方にも大きな影響があるものと考えられます。

それから一番下の監査報告書についてでございますが、この監査報告書につきましては、国際監査基準におきましては、経営者及び監査人の責任に関しまして、内部統制ですとか会計方

針の選択、それから合理的な見積り等につきまして、より詳細な記載を求めるなどの改訂が行われたというふうに承知しております。

我が国の監査基準におきましても、今後この改訂の要否の検討が必要となり得る項目であるのではないかというふうに考えているところでございます。ただし、この表にもございまして、監査報告書に関しましては、監査報告書という基準書番号の700号は2004年12月に公表されて、その下にございまして705号の限定意見等に関する監査報告書というのが現在検討中ですが適用は2005年末であり、また、2006年3月に公表される予定であるといったように、現在のところまだ一部が未公表といったような状態になっているところでございます。

以上が、国際監査基準で既に基準として改正がなされた項目につきまして、一応の整理ということでご説明をさせて頂きました。

以上でございます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの加藤委員のご説明及びただいまの事務局からの説明につきまして、皆様からご意見をちょうだいしたいと思います。どなたからでも結構でございますので、ご自由にご発言ください。

○内藤臨時委員 詳細な協会の方の基準の改訂作業について教えて頂きましてありがとうございます。

今日は話題にしないと避けては通れないと思うんですが、カネボウの件で新聞紙上ににぎわしていますし、長年にわたって粉飾が行われていたという問題がございました。その詳細は、それが財務諸表監査の観点からどういう点に不備があったのかという点は、まだ明確には出ていないわけですが、今日に加藤先生のご報告の中で、それに関連して1つ教えて頂きたいことがあるんですが、資料1-4で、改正実務指針におけるリスクアプローチの考え方ということで、これがビジネスリスクに対応したリスクアプローチを念頭に置いた改正であるというふうに理解させて頂いたところなんですが、そのちょうど真ん中あたりに経営者の責任として、経営者の主張を監査人が正しいかどうかを見ていくんですよ。

その際に、監査人が見ていく際に2つに分けますよ。それは財務諸表全体としての虚偽表示リスクを評価するというのと、経営者の主張ごとの重要な虚偽表示リスクを評価する。この2つに対して監査人が適切な手続をしていくように改正をしました、そういうことだったと思うんですね。

これはこれで正しいんだろうと思いますけれども、私が一番重視しているのは、経営者の主

張を監査要点として利用するというふうに書かれてございますよね。現行の監査基準は、この監査要点について、例示的に6つを挙げているわけですね。すなわち監査人が財務諸表の監査を行うに当たって、これだけは見逃してはいけないというか、ここだけは必ずチェックしなさいよという趣旨で、監査要点6つを例示として挙げているわけです。ただ、前回の監査基準の改定作業の折に、6つの監査要点を挙げるに際して、ほかの監査要点についても連結財務諸表のディスクロージャー制度になったからには、それに対しても適用すべき監査要点というものがあるんじゃないかという意見もあったと思うんですね。

具体的には、連結範囲の妥当性というのは、財務諸表の監査、連結財務諸表を作成している会社については、必ず監査要点として見るべき点ではないかという主張もあったと思うんですね。例えば、それがもし監査基準に盛り込まれていたとしたときに、今のカネボウについて言うと、連結範囲でいろいろ範囲を外していたというような指摘があるわけですね。

そういう点が1つですし、それからビジネスリスクの考え方を取り込んでくるときに、加藤先生の方からも、「ゴーイング・コンサーンとか不正の問題というのが財務諸表監査の上では非常に重要な点になってきているんだ」。そうすると、ゴーイング・コンサーンの前提の成立が妥当か、あるいは合理的かということも監査要点に含めるべきではないかとか、あるいは経営者の不正の有無について、財務諸表に影響を与えるような経営者の不正の有無についても、監査要点に例示するべきではないかというような、こういうリスクアプローチの考え方、アプローチとしての考え方はいいと思うんですけども、その具体として、ここだけは絶対にチェックしなければならないという点、すなわちそれを監査要点と言ってきたわけですが、その監査要点に対して、実務指針上どういうふうにお考えになられているのか。

今のこのご説明だけでは、その実務指針におけるリスクアプローチはかえりますけれども、経営者の主張についての監査要点は個々のケースで個々の監査人が具体的に考えればいい、そういうふうなこれまでのアプローチそのままに置いとかれているふうに読めたんですが、そういうことなんでしょうか。あるいはそうじゃないんでしょうか、その点を伺いたいと思います。

○山浦部会長 ありがとうございます。

これはどうでしょうか、加藤委員よろしいでしょうか。

○加藤臨時委員 どこまで答えられるかわかりませんが、とりあえず答えさせていただきます。

今の内藤先生のお話の中では、大きく2つに監査要点というか、私どもが監査上、着眼しなきゃいけないのは大きく2つに分けられると思うんですが、1つは財務諸表全体としての重要な虚偽表示リスク的な観点からのものですね。例えばゴーイング・コンサーンの前提であると

か、不正もそうかもしれませんが、全体的なもの。

それはお手元の資料の例えば1-5の3ページに、先ほど説明を省略させて頂きましたけれども、○のBのところ、財務諸表全体と個々の経営者の主張ごとに分けるということを明確にしたという説明が書いてあるんですが、ここの①の方に書いていますが、上から4行目ぐらいに、「この財務諸表全体としての重要な虚偽表示リスクとは、脆弱な統制環境など財務諸表全体に広くかかわりがあり、」ということで、全体的な観点からの会社のコーポレートガバナンスとか、内部統制の状況とか、統制環境とか、そういうことにかかわるものということで、これは結果的には個々の個別の取引残高に関する経営者の主張に影響を与えるんですけども、とりあえずこの全体的なものについての評価をするということがあるんですね。

例えば先ほどのゴーイング・コンサーンの前提とか、不正を行われるような経営者の精緻性に欠けるとか、そういうようなものがそういう全般的な意味での監査要点、もし監査要点と呼ぶとすれば監査要点だと思いますですね。

こういうものについて監査人はどういう対応するかというのが、今読みましたところの①の2番目のパラグラフに書いていますように、「監査人は重要な虚偽表示リスクの評価を行うに当たって、企業とその環境を内部統制を含んだところを理解する必要がある」ということで、具体的にはこういう手続をなささいということなんですね。

そして、もし財務諸表全体として問題があるのであれば、②に書いていますように、上から2行目に、「財務諸表全体としての重要な虚偽表示リスクに対しては、全般的な対応（例えば、職業的懐疑心の保持、特定分野における専門的な知識・技能を持つ者の配置）」とか、こういうようなことで対応しなさいということが、先ほど先生がおっしゃられた、例えばゴーイング・コンサーンの前提とか不正を監査要点に挙げたらどうかというようなことは、こういうところに包含されるんですが、この実務指針は、そういうものを特に監査要点として定義づけるというような形にはなっていないんですね。

それともう1つの面、これは今のは全体的なんですけど、個々の取引の面については、先ほどの1-4の図でいきますと、真ん中の四角の○のBの2番目のところに、経営者の主張ごとの虚偽表示リスク、これは今度は非常に細かくて、1つ1つの取引とか残高、こういうものについてのリスクがあれば、それを監査要点としてとらえなさいということになっているわけです。こっちは個別の方ですね。

これについては、先ほど先生おっしゃったように、例えば6つを例示するというような、そういう限定的な例示の方法ではなくて、ある程度ほかのものも含めて例示を挙げています。そ

れについては、実務指針の中の95ページをあけて頂ければと思います。

これは31号の監査証拠というものなのですが、パラグラフの15、16で、監査人としては、その経営者の主張を監査要点としてとらえなさいという説明を書いているんですが、では、具体的には何かということが、パラグラフの17に書いてありまして、「監査人が利用する経営者の主張は、次のように分類される」、ということは、パラグラフ17のすぐ上の3つのラインに書いていますが、「監査人は、発生する可能性のある虚偽の表示の種類を考慮して、重要な虚偽表示リスクを評価し、リスク対応手続を立案するために、経営者の主張を監査要点として利用する」と書いていますから、パラグラフの17項に書いてあるような経営者の主張を、監査人の立場から見ると、それを監査要点として利用するという位置づけになっていますから、パラグラフ17に書いてあるのは、とりもなおさず監査人の立場から見れば、これは監査要点ですよということで、これが先ほど先生がおっしゃった6項目に該当するものじゃないかなと思うんですが。

こんな形で、例えば大きく6つに分類していますが、まず（1）が監査対象期間の取引や会計事象に係る経営者の主張。（2）が4ページの一番下ですが、期末の勘定残高に係る経営者の主張。それから、96ページにいきまして（3）表示と開示に係る経営者の主張と。それらの中が、それぞれ発生、網羅性、正確性、期間帰属、分類の妥当性というような形で、監査人の側から見れば、この監査要点的、こんな形でリストアップされているということで、この中に結果的に現在の6項目もこの中にも入ってくるというような解釈でよろしいかなと思うんですが、こういう形で監査要点を例示しているということになるんじゃないかなと思います。

○内藤臨時委員 今、具体的なお話ありましたので、そこをもう少し教えて頂きたいんですけども、今の第17項で言われたところは、監査基準が例示として挙げている6つを一般的な監査要点という観点から、もう少し改題されたという印象を持つんですね。

私が先ほど申し上げた、例えば連結範囲の妥当性というのは、ここには入ってこないということでしょうか。それだけちょっと確認させてほしいんですが。

○加藤臨時委員 それはこの中に入ります。別にこれは個別に限定しているわけではなくて、連結財務諸表も含めますので、この中に包含されるというふうにとって頂ければよろしいかなと思います。

連結財務諸表のどれを問題にするのか、連結の範囲を問題にするのかとか、連結子会社が行った取引のどれかが該当するのかという、その対象にもよると思うんですが、例えば、この連結の範囲をどこに入れるかということになると、いろんな形で言えると思うんですが、（1）

とか(2)も、それぞれ取引とか勘定残高、網羅性を主張しているということは、子会社も含めてすべての勘定科目がきちんと記録されていますという意味では、(1)の②に該当すると思うんですね。

あるいは連結財務諸表全体としての作成の観点から、子会社は全部連結されていますということについては、(3)の表示と開示に係る経営者の主張の中で、例えば②網羅性のところで、財務諸表に開示すべき事項がすべて開示されているということは、適切な連結の範囲において連結されたものはすべて開示されていますということで、こちらでカバーするというようにとらえて頂くということになるんだと思います。ですから、ここでは先生がおっしゃったような連結の範囲ということで、あえてここに取り上げていませんが、連結財務諸表の構成要素という面から、認識測定表示、開示についての監査要点を挙げているということで、当然ここでカバーされるというふうに解釈して頂くということになると思います。

○内藤臨時委員 余りこだわるとよくないかと思うんですけども、そういう解釈で、これは監査人がチェックすべき点がここに入っているというんじゃないくて、外部から見て、要するに一般の投資者なり機関投資家の人たちから見て、財務諸表の監査を行うときには、最低限チェックすべき事項として連結範囲の妥当性はちゃんと見てますよということはわかった方がいいと思うんですね。そこに解釈としてそういうふうにあるという解釈は幾らでもできると思うんですが、そういう解釈の段階では基準にはならないんじゃないかと私は思うんですね。

もう1つ、少し意地悪なことを言うと、今日の資料1-5の2ページで、こういうビジネスリスクアプローチを採用している主な理由の②のところに、「伝統的な方法だと、あらかじめ決められた一定の手続に従って証拠を集め、過度の監査をする嫌いがある」というふうに書いてあるんですけども、監査基準で監査要点が6つにしか書いていないということで、日本の監査は、その6つの監査要点しかチェックしていないんじゃないかという批判が、ひょっとしてできるんじゃないかというふうに思ったりもするんですね。むしろ監査基準に6つしか書いてないから、6つだけやっておけばいいというような今現実の対応になっているんじゃないかとすると——その辺は事実がわかりませんが——もしそうだとすると、この実務指針なり監査基準をもし変えたとすると、その監査要点のあたりをもう少し突っ込んで議論すべきじゃないかというのが私の意見です。

それからもう1つ、資料2で事務局の方からご説明があつて、こういうふうに国際監査基準が変わっているの、それに対応した事柄を審議する、それはいいと思うんですが、特にこれもまた細かいことを言うようなんですが、ちょうどその真ん中あたりのビジネスリスクを重視

したリスクアプローチの315「企業とその環境の理解及び重要な虚偽記載リスクの評価」というふうに、ここ「虚偽記載」という翻訳をされていますよね。

商法の場合には、「虚偽記載」あるいは「不実記載」という言葉を使うんですが、監査基準では「虚偽表示」という言葉を使いました。「記載」と「表示」は同じだという考え方もあるんですが、「記載」というと、何かルールで決められていることがきっちりそのまま載っているかどうか。もし載っていれば「記載」はオッケーだと。でも、「表示」というのは、記載された内容が本当に意図したとおりに表示されているかどうか、それをチェックしているという意味で、「虚偽表示」という言葉を使っていると思うんですね。

もしそうだとすると、ちょうど法的には問題ないが、倫理的にはだめだという買収をめぐるでの考え方がありました。法的には問題ないが、経済一般の慣行から見てどうか、おかしいんじゃないかというような新聞等の社説にも表現が出ていました。

財務諸表監査の場合は、まさに適正性と言っているわけですし、法律にかなっているからオッケーということではなくて、今日の先ほどのご報告ありましたように、適正な財務諸表、財務諸表が企業の財政状態、経営成績、キャッシュフローの状況を適正に表示しているかどうか。記載しているかどうかじゃないんですね、表示しているかどうかをチェックする。

そういう意味から言うと、まずそれを言葉の使い方もやっぱりここではきちんとすべきだと思うし、それから資料1-4で言われた、ちょうどBの2つに分けた、あるいは財務諸表監査で証明すべき事柄を3つに分類された。それは財務諸表全体の問題、個々の主張ごとの問題、そして特別な考慮点、何かそういう3つの観点から適正性というのを判断しますよというようなことも、監査基準上にひょっとすると明確にしなければならないんじゃないか、そんなふうに思いました。

最後のは感想です。以上です。

○加藤臨時委員 今の貴重なご意見に対して、ちょっと考えを申し述べますと、先ほどの連結の範囲云々につきましては、あれは監査要点という面から見たら、今のこの実務指針に当てはめるとそういう解釈になりますよということを言ったんですが、連結範囲そのものの固有の監査ということになりますと、別の実務指針がありまして、連結財務諸表に関する実務指針の方で連結固有の監査要点なり着眼点なり、監査上、留意すべきことはそちらの方で具体的に取り上げることになっております。

ですから、今は一般的な監査要点という面から照らし合わせればそうなるということで、今度、具体的な監査手続になりますと、連結財務諸表の監査の方で具体的に適用していくという

ことになると思います。

それから、先ほど315号について、「重要な虚偽記載リスク」というのはおかしいんじゃないかとおっしゃられましたが、私どもの実務指針では先生おっしゃったように、「虚偽表示リスク」という言葉を使っております。後で配られました実務指針の22ページを見て頂きますと、29号のタイトルには、「虚偽表示リスクの評価」ということになっております。

それからもう1つなんですが、資料1－4で虚偽表示リスクを3つに分類されたとおっしゃったんですが、私どもはそういう認識ではないし、この実務指針の中にもそういう位置づけにはしておりません。あくまでも、特別に検討を要するリスクというのは、この財務諸表全体なり、経営者の主張ごとの中から抽出するリスクの中に、こういうものがあれば、それは特別に留意しなさいということで、分類としては3つに分けているわけではなくて、やはり財務諸表全体と経営者の主張ごとということになっております。

ただ、この書き方が確かに下の方に書いていますので、3つに分類したようになっていますが、趣旨はそういうことであります。

○山浦部会長 よろしいですか。これは加藤委員の方の肩を持つという意味ではないんですけども、実は監査要点については平成3年の監査基準の改訂の段階から現行の監査基準まで引き継いでいるわけですね。出発点が今みたいな形でのアサーションという概念がはっきりしない段階で、むしろオーディット・オブジェクティブという具体的な監査手続あるいは監査証拠集めの目標という、そういう意味づけで使われて、これを監査要点という言葉を使って。それを平成14年の現行の監査基準の改訂の際も踏襲したと。踏襲した段階では、まだこのアサーションという、今みたいなはっきりした形で使われていなかったもので、踏襲したんですけども、今般の国際基準の一連の新しい基準では、非常にアサーションという概念を重視して、その前提には当然二重責任の原則という考え方はあるんですけども、基準づくりというか、新しい国際基準の枠組みの中では、このアサーションという言葉は非常に重視されているわけですね。

恐らく、協会サイドとしては、そのアサーションをめぐる訳として、いろいろ協会内で随分と大きな議論もあった。それから監査問題協議会でも、我々も随分とこの訳については、質問したり、意見を述べたりした経緯がありまして、そういう中から監査要点という概念を、恐らく外すことはできなかった。結果的には、監査要点の明確な定義というんでしょうか、あるいはレベルの問題とか、そういったものを踏襲した形で入れたために、若干内藤先生がおっしゃるような解釈面というよりは、基準の書き込みの部分で、恐らく若干のずれが出てきているのではないかと思うんですね。

そういった意味では、ここで思い切ってアサーションというのを何かの形で新しい監査基準の改訂の中に織り込むかどうか、そのあたりは恐らく審議会ベースで議論をして、結論を出せば、またおのずとこの問題も決着がつくところが多いんじゃないかと思っています。

いずれにしても、内藤先生のご指摘のところは、アサーションに対する監査要点の定義づけ、ここが先ほどのゴーイング・コンサーンの問題であるとか、あるいは不正の問題であるとか、あるいは連結範囲の妥当性の問題、これまではそれは監査要点という形でとらえていなかったんですね。それを例えばゴーイング・コンサーンの問題にしても、もっと勘定科目とか取引とか、表示レベルでブレイクダウンして、そして具体的な監査手続、それから必要とする監査証拠、そのレベルで1対1で突き合わせるような、そういうレベルまで要するにブレイクダウンしたその時点での監査目標を監査要点というふうに定義しておりますので、まずそのあたりの内藤先生のご理解と、今の議論の若干のずれがあるような気がします。

ただ、新しい国際基準を取り入れるに当たりまして、このアサーションという概念は非常に重要な枠組みを形成しておりますので、やはり何らかの形で国際的なコンバージェンスに向けて解決していかなければならない課題かなとは思っております。

内藤先生、今のような理解で検討をするということではいかがでしょうか。

○内藤臨時委員 結局、この財務諸表監査が一体何をチェックしているのかというのが表にはっきり出るのが一番いいと思うんですね。財務諸表の適正性をチェックして、それについて意見表明していますというんだけど、では一体そこで何をチェックして、その結果どうなったかということがもっとはっきりわかるようにした方がいいんじゃないかと、そういう観点で申し上げますので、だから財務諸表の適正性の中身は一体何なのか。今回のように3つの分け方もあるでしょうし、それから先生言われたような解釈もあるでしょうし、そのあたりもう少し明確にした方がいいかなと、そういう趣旨でございます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

○野村企業会計調整官 先ほどのご指摘のありました315号の件でございますが、ご指摘のとおり基準書の名称といたしましては、「虚偽記載リスクの評価」というよりは「虚偽表示リスクの評価」の方が適切だと思われまので、恐縮でございますが、訂正させて頂きたいと思えます。

○関委員 素人ですから、的を射ているかどうかわかりませんが、今の内藤先生が提起されていた問題と絡むと思うので、考え方について教えて頂きたいと思うんですが、ビジネスリスクを重視したリスクアプローチによる監査、つまりこの監査というのを先ほどお話ありましたよ

うに、財務諸表全般の虚偽表示のリスクをどうするかということと、もう1つは各個別の勘定ごとにリスクをどう評価するかということで、監査要点を中心にやるというお話なんですけれども、これは我々が今まさに検討している経営者が行う、いわば内部統制システムと強くリンクしているというふうに理解していいということではないのかどうか。

つまりどういう内部統制システムを構えるのだという、構え方と深くリンクしているというふうに理解していいかどうかということなんです。ですから、もっと言うと内部統制システムの方で、例えば財務諸表全般に関する、特に統制環境にかかわる内部統制システムをどういうコードで、どういう形で経営者のアサーションを求めるのかということをしちつとする。そして、どちらからアプローチしても私はいいと思うんですけども、本来、やっぱり内部統制システムの方で経営者がどういう形でアサーションをするんですかと、あるいは我々は基準として求めるんですかとということをしちつと整理をして、それができれば、それを監査要点にしちつと監査するということなのではないのかなと思っています。

私の認識ですと、やっぱり統制環境に係る問題が一番いわゆる不正ということで言うと大きいんだと私は認識して、90%ぐらいはそっちじゃないかと思っているんですけども。そういうふうに認識すれば、これは内藤先生がおっしゃるように、監査の観点から適正性の判断基準をしちつとつくって、そして経営者に対して監査側からは内部統制のコードというか、アサーションの単位をしちつと整理して求める。そして、それはあくまでも監査要点だというふうにしなければいけないと思うんですけども。そういうような頭のめぐりでいいのかどうか、ちょっとわかりませんが、教えて頂きたいなと思っています。

○山浦部会長 おっしゃる意味、監査要点という言葉の使い方が今の監査基準で使っている使い方と、関委員の使われ方はちょっと違うということは前提で、それで関委員がおっしゃるとおりです。

今の監査基準で監査意見を形成する、要件等を明示しておりまして、そのあたりで適正性についての実質的な判断というのをうたっておりまして、このあたりが新しい国際的な動きを取り入れて、単に従来ありました会計基準に対する準拠性、そして継続的な適応、そして表示の法令等への準拠性ですね。その3つの要件を適正性の要件というふうに規定していたんですけども、それでは幾ら何でも機械的過ぎる。もっと実質的な経営者の会計判断、それを監査人が独立の立場から判断する。やはり監査人として独立のプロとしての適正性の判断をするんだと、そういったうたい方で今の監査基準をつくっておりまして、その書き込み方が十分かどうかというのはまた別の話ですけども、フィロソフィーとしては関委員がご指摘のところを、

今の監査基準の中でできるだけ反映させようとしたわけなんです。

○関委員　ということであれば、やはり具体的に例の内部統制システムとリンケージをとって、私は具体的にずっと監査基準の中身を、向こうと連携しなきゃいけないと思いますけれども、中身をずっとやっぱり書く作業を、この資料2のビジネスリスクを重視したリスクアプローチのところですけども、それを詰めなきゃいかんと、それを議論しなきゃいかんということになると思うんですね。そういう理解でよろしいわけですね。

○山浦部会長　監査基準の性格づけが、今まではいわばベーシックな概念の枠組みを監査基準で示す。

○関委員　よくわかります。

○山浦部会長　そして具体的な実務指針は公認会計士協会の実務指針で任せると、こういった考え方に立っておりますので、ある意味ではそういうフィロソフィーはあっても、では具体的にどうするんだと、そういうところで監査基準だけ見てもなかなか理解できないと、こういうご批判だと思うんですね。そのあたりを今後、もっと監査基準の本体ももう少し書き込みをやっていいのではないかいというご指摘もありますので、検討させて頂きたいと思います。どうもありがとうございました。

岸田委員、どうぞ。

○岸田臨時委員　ちょっと内藤先生が言われたことに関連して、法律家の立場からお聞きしたいことがございますけれども、カネボウの事件がどうなるか全然わかりませんけれども、この監査基準なり実務指針というのは、もちろん法的規範ではありませんけれども、もしこれが裁判になった場合に、實際上、その監査基準なり実務指針を守っていたか、守っていなかったかということは、恐らく問題になって間接的には法律の責任を問う場合の根拠になるのではないかと思います。

そうだといたしますと、この先ほどのをずっと拝見してまして、例えばこの場合はここまでは監査しなきゃいけない、これ以上はしなくてもいいというような点を明確にしておいた方が監査する方もわかりやすいでしょうし、これ以上しなくても別に責任ないんだということになるのではないかと思います。

私この辺よくわかりませんが、例えばリスクアプローチというか、ビジネスリスクを読みますと、恐らくリスクというのは、日本語で言えば将来の不確定な事実だろうと思うんです。そうだとすると、これは何でもかんでもすべて入ってしまうのでは、これは全部やれと言われても、多分それは酷なことだろうと思いますので、先ほど内藤先生がおっしゃったように、あ

る基準というのは明確にどこまでやらなきゃいけないのか、やらなくていいのかというふうな表現をされた方がいいんじゃないかと思います。

お聞きしたいのは、会計士協会でもおつくりになる場合に、私申し上げたような、これが将来法律上の責任の範囲になるのか、ならないのかということも考えておつくりになっているのか。それは法律だから全く関係ないんだというふうに考えていらっしゃるのか。法律の専門家も交えてやっていますので、ちょっとお聞きしたいと思います。それだけでございます。

○加藤臨時委員 裁判になったときに、これに従ってやっていたかどうかということが争いになるということはある得ると思います。ただ、私どもがこの実務指針をつくるときに、法律家の方まで入れて、こういう書き方すると、そういう訴訟リスクに対応できないとか、そういうような検討は実際にはしていません。

非常にボリュームのある実務指針なんですが、この中には「しなければならない」という表現もありますし、「必要がある」とか、「討議しなければいけない」、いろいろな表現が使われているんですね。「考慮しなきゃいけない」とか、あるいは単なる説明的な文章もあります。ですから、この中でどこまでをやらなければ、何か訴訟が起きたときにやらないということに対して責任を追及されるというようなことについては、確かにこれを見ただけでははっきりしないところがあるんですね。その辺は、最終的には専門家としての判断、プロフェッショナルなジャッジメントというようなことで、そういう解釈になるんじゃないかなと思います。

ここに書いてあること全部、これはやらなきゃいけないかというのと、そうではなくて、やはりそれぞれの状況に応じて、適用するところとしないところとありますので、必ずしも、そんなに明確にはなっていないということだと思います。

ちょっと、ご回答になったのかどうかよくわからないんですけども。

○山浦部会長 いかがでしょうか。

岸田委員にちょっと専門家としてのお知恵を拝借したいんですけども、こういった専門家の過失責任を問うときに、不法行為法というんでしょうか、それでもって注意義務を全うしたかどうか。その際にこういった監査基準というのは1つの判断の目安になると思うんですね。そうなんですけれども、いわゆる成文法的な意味合いの法律と、それからいわばミニマムスタンダード的なものを示して、それでもってあとはプロとしての注意義務を払いなさい。その際に、不法行為法的な意味での過失責任を裁判で認定する際に、こういう監査基準的なものがどういう役割を果たすのか。素人の質問で恐縮でお答えにくいかも知れませんが。

○岸田臨時委員 私の知っている限りでは、粉飾決算事件で、監査基準というのは余り問題に

なったことはなくて、会計基準に違反したかどうかというのは、非常に多く問題になっているんですけれども、私、申し上げたかったのは、こういうのをもう1回きちっとして国際会計基準というのに沿ってやりますと、将来は会計基準じゃなくて、監査基準のところで争いになる可能性があるのではないかと。だから、そういう場合には法律にはほとんど何も書いてませんので、先生おっしゃったように、それは過失になるか、ならないかというところでこの監査基準が出てくる可能性がありますけれども、今のところはそういうことでまだないと思います。

○山浦部会長 実際には、非常に厳しい監査人に対する処分の事例が最近出ておりますし、またこれから先もそれが検討される可能性もありますので。

○岸田臨時委員 ですから、それは一般には不法行為とか契約の過失があったか、なかったか、重過失かどうかということで、やっぱりその内容としてこの基準は守ったかということは関係あると思うんですけれども。直接には、まだ今のところはできないと思いますけれども、将来はそういうことを考えておつくりになった方がいいのかもしれない。

○山浦部会長 ありがとうございます。

どなたかほかにご意見、引頭委員どうぞ。

○引頭委員 ビジネスリスクアプローチのお話、大変興味深く聞かせて頂きました。ありがとうございました。2つ簡単な質問があります。

ビジネスリスクを識別するという点ですが、実際、監査手続する際に、何個ぐらいのリスクをユニバースとして選んで、最終的にそのうちのどの程度を今回の監査にかかわる事業リスクとして選ぶのか、個数のイメージがもしあれば教えて下さい。

もう1点は、ご案内のとおり有価証券報告書の中では、リスク情報の開示というのが始まっています、私の知る限り15個とか多い作業では20個程度を開示しています。事業会社の方々からは、比較的財務諸表に対してインパクトのあるものは、載せるようにしているという声を聞いております。そのリスク情報の開示とこのビジネスリスクアプローチと、今後関係してくるのか、しないのか、この点についてもよろしくお願いします。

○加藤臨時委員 最初の何個のビジネスリスクを対象にするのかという、特にそういう個数については決められたものはありません。監査証拠をどのくらいサンプリングして、どのくらいのサンプルをテストすべきかというようなことについては、日常的に起きるものは何個、週に1回は何個とか、1カ月に一遍起きるものは何個というような形で、それは統計的なサンプリングじゃないんですけれども、非統計的なサンプリングでもサンプルの数については、ある程度の具体的な数字はあります。ただ、それはこういう実務指針には特に出てきません。それは

それぞれの監査法人が自分たちの監査マニュアルの中にそういうものとして取り入れるということ、私が知っている範囲では、このビジネスリスクについて何個というような形で決めているところはないんじゃないかなという気はします。

ただ、ビジネスリスク的なアプローチの特徴は、いわゆるトップダウンアプローチと呼ばれていまして、従来の伝統的な監査手法というのはむしろボトムアップで、下から積み上げてきて非常に細かな証憑書類のチェック、領収書、帳簿のチェックから問題を発見して上の方へ行くというボトムアップ的なアプローチなんですけど、ビジネスリスク的なアプローチの特徴はトップダウンで上の方から行くと。

ですから、今、私どもでも勧誘社員とか、マネージャーとか、上の人が直接、会社の社長とか専務とか、要するに従来は会計とか財務とかに関係した重役ぐらいしか会わなかったんですけど、このビジネスリスク的なアプローチは財務とか会計に関係なくても、社長とか製造・販売の担当役員にも会いなさい。そしてその人たとのディスカッションによって、その中からゴーイング・コンサーンの問題がないとか、何か新製品開発失敗のリスクないとか、そういうものを把握していきなさいということになっておりますので、具体的に何個とか、そういうことは特に書いてありません。それはもうケース・バイ・ケースで専門家の判断だと思います。

それから、有価証券報告書で公表されるリスク情報との関係はどうかということですが、別に直接的な結びつきはないんですが、結果的にはそのリスク情報で開示されているようなリスクについては、監査人としてはこのビジネスリスク的なアプローチの中では、結果的にそういうものを認識していくとか、把握していくことになるんじゃないかなと思います。

○ 引頭委員 これは、使う側の意見ですが、先ほど内藤委員もご指摘になりましたように、やはり監査のところってブラックボックスだと思うんですね。会社側がリスクがあると主張して有価証券報告書に書いてある場合、もちろん財務にかかわらないところについてはいたし方ないんですが、監査において新しくビジネスリスクアプローチがとり入れられた場合、財務に関係している部分については監査においてもきちんとみているはずと思うのではないのでしょうか。両者は、違う制度なので難しいんですけども、何らかのリンクは必要ではないかと思います。

○山浦部会長 先ほどから内藤委員のご意見から始まりまして、関委員もそうですし、要するに監査基準で、受け手あるいは読み手といったらいいんでしょうか、読み手が、監査が一体何をやっているのかと、要するによくわからないという、そこに尽きるようなお話だと思うんですね。それをもっと明確に監査はどういうふう意見形成まで監査手続を適用して、そして証

拠を集めて意見形成に持っていくのかと、その仕組みをもう少しシステマティックに明示しろと、こういうご指摘ではないかと思しますので、そのあたりは確かに抽象的過ぎる嫌いもありますので、ぜひとも検討させて頂きたい。特に、こういった、今、引頭委員がおっしゃったような、監査というのは外部からすると、確かにブラックボックスでありますので、それを監査済みの情報の利用者サイドからすると、一体どういう仕組みでもって監査が行われたのかということをもっと明示できるように、監査基準の仕組みというか、書き方を客観視してほしいと、こういうご要望だというふうにまとめさせて頂きたいと思うんですけども。

○黒川委員 用語についてお伺いしたいんですけども、資料1-4のビジネスリスクという言葉です。それで、まずリスクという言葉、大変これは難しく、1つは理解としては可能性というような意味で使っている場合もありますし、もうちょっと具体的に言えば確率というものもありますし、あるいはファイナンスとか経営分析では具体的な指標を念頭に置かなければならなくなる場合がある。そうすると、経年的にとって営業利益の分散とか、こういう分散という概念ですね。こういうふうに、同じようなものなんですけれども、具体的によく考えると少し違う。そういうのを包括的にリスクという言葉で使っている場合があります。

本日は、ビジネスリスクアプローチというふうにあえてキーワードというか、そういう言葉遣いで使っていくような方向性にあるように思いましたので、このビジネスリスクという言葉は、どのようなニュアンスで、まずこの公認会計士協会の加藤先生を中心とした委員会でお使いになられたのかなというところを、まず1点お伺いしたいところです。

2点目は、この言葉遣いに関連して、先ほどから私なりにどういう言葉遣いだったのかということを理解しようと思って、報告書第29号のとても詳しく書かれている今回の3月31日に出されたものを見ていたんですが、もしここで関係するとすると、これも私、今さっと見たところですが、第3節企業とその環境の理解の1から4あたりが関係しているところなんですか。その辺から資料1-4のビジネスリスクの理解というところが要約されて書かれたと理解してよろしいのかなと。

そうすると、何か報告書第29号では企業とその環境の理解という表題に、第3節がなっていて、もうちょっとビジネスリスクという言葉よりも、企業とその環境の理解、企業自体の状況と企業を取り巻く環境、それから特に4というところは、企業の業績の測定というところなんですけど、これは難しいんですが、私どもの方の専門で言えば利益の質とかクオリティー・オブ・アーニングスというような表題で、企業の会計代替案の選択行動みたいな、どちらかというと保守的な利益なのか、あるいは楽観的に測定した利益なのかとか、こういうようなものを

経営分析をするに当たって、あるいは企業を評価するに当たって重視しなさいなんていう本も出たぐらいなんですけれども。そういうようなものに関連したことも4には入っているんですね。多分、そういうことを意図して書かれたんだろうと思うんです。今言ったようなことを言ってしまうと、なかなか公認会計士協会とは言えないので、企業の業績の特徴みたいな、何かそういうような言い方をされているように思うんですが、多分、私の今言ったような理解のことを書いているんだろうと思うんですけれどもね。

そうすると、先ほどの1点目のビジネスリスクという言葉とは、もし仮に第29号の今の第3節の1から4あたりのことを指しているのだとすると、ちょっと違うというか、もうちょっと広いことを言っているんじゃないかなと。ですから、キーワードとしてビジネスリスクという言葉を使っていくということが、むしろ言葉が先行してしまって、人々が使うときに概念が限定されるというんでしょかね、そういうことのおそれはありや、なしかと、その辺をちょっと確認というか、教えて頂きたかった。あるいは私の理解が間違っているかもしれないので、教えて頂きたいと思います。

○加藤臨時委員 なかなか難しいご質問で、監査論の権威の先生方がいっぱいいるところで、それにお答えできるかどうかわからないんですが、確かにリスクというのは気安く使っているというところはあるですね。ただ、これはもう英語で「risk」と書いてあるのはみんなリスクにしているということで、そのリスクの定義というものは可能性なのか、確率なのか、あるいは指標なのか、分散とかという、非常に厳密な定義づけのお話あったんですが、私どもは余りそういうことも考えないで、すべてを含むようなものでの将来何か問題になるというような意味で、潜在的な問題という意味でリスクを使っているんですが。

確かに従来は財務諸表の重要な虚偽表示という面からのリスクというふうに限定していたという意味では、今度のビジネスリスクというのは、その範囲というものは確かに広がったというものはあると思います。

このビジネスリスクの定義については、お手元の答申書の通しのページでいきますと16ページをあけて頂きたいんですが、これは28号の「監査リスク」という、監査リスクを定義したもののなんですが、ここの2番で定義をしているんですね。「企業は、事業を経営する上で、その事業内容、属する産業の状況、規制及び事業の規模や複雑性等により、様々なビジネス・リスク（以下「事業リスク」という。）に晒されている。このため、経営者は、事業リスクを識別し、それに対応しながら事業を遂行している」ということで、結局ここでは事業を遂行する、事業そのものが事業目的を遂行できないということがリスクとしてあると、それが非常に上位

にあるリスクという概念であるんだと思うんですね。要は、事業に失敗するというようなことだと思うんです。

ただ、次に書いていますように、「一方、監査人は、すべての事業リスクが財務諸表の作成に影響を及ぼすものではないことから、財務諸表に影響を与える事業リスクのみに着目する」ということで、その中からさらに財務諸表に影響を与えるリスクに絞るということ、これについては先ほど先生がご指摘ありましたように29号なんですけど、ちょっとパラグラフが違って30号ということ、通しのページでいきますと22ページ、ここの中の30項に書いてあるわけです。これが通しのページでいきますと31ページなんですけど、ここで事業リスクということ、で、「企業目的及び戦略並びにそれらに関連」する事業リスクということ、ここにいろいろ事細かに書いてあるんですけど、ここに書いてあるリスクは非常に大きな次元のリスク、企業目的とか戦略に関連して、将来企業が失敗するというような事業目的を達成できないリスクのことを言っているんですね。

この中から、さらに監査の対象になるのは、さらに細かな固有リスク、統制リスクというようなことになりますから、実在性がないとか、本当は物が無いのにあるというように虚偽表示されているという意味でのリスクという、もっと細かな次元の低いリスクの方に移っていくということになります。

ですから、もしこういうようなリスクという言葉の使い分けが、これが適切でないということであれば、その辺はこちらの審議会でご審議頂いて、この言葉遣いが正しくないということであれば、それはまた、私ども別にこれにずっとこだわっているわけではありませんで、ご審議頂いて、ただすべきところはただして頂ければと思います。

ちょっと、これも回答になったのかどうかよくわからないですけども。

○黒川委員 回答になったような気持ちがありますが、3番目というか、私もいろいろ、ずらずらと言ってしまったんですが、通し番号の32の「企業の業績の測定と検討」というところも、なかなか含蓄の深いことなんですけれども。

私、さっき限定的に私の知識の範囲内で解釈してしまったんですが、ここで書かれていることは、先ほどの例えばクオリティー・オブ・アーニングスというような感じの企業業績の特徴を理解するという、前回か前々回も問題になったように、企業会計においては非常に選択の幅があつて、同じ利益であっても、非常に保守的な利益もあるが、楽観的な利益もあります。それで、例えばAとBという企業が同じ利益の金額を出していたとしても、その利益の質というものをお勘案すると、片方の方が同じ利益であってもよりよい業績と解釈する場合だってあるわ

けですよね。そういうようなニュアンスでここで書かれているのか、あるいはそうでないことをここで書かれているのかはわかりますでしょうか。

○加藤臨時委員 これは結局、ここに圧力という言葉が何回か出てくるんですが、経営者は業績を上げたり、あるいは予算とか業績見通しをすると、それを達成するように、株主とかステークホルダーからプレッシャーがかかると。そういうことで、こういうものについて1つのリスクとしては、実際には予算なり見通しを達成していないのに、あたかも達成したかのようにするために、いろんな虚偽表示をしたり不正をしたりする可能性がありますから、その辺はリスクとして気をつけなさいということを行っているわけですね。

具体的には、このパラグラフの36項に書いていますように、重要な業績指標とか、予算、差異分析、競合他社との業績比較、こういうものが1つのリスクを判断する場合のメルクマールになるんじゃないでしょうかという、そんな立て付けになっているんですけども。これもお答えになっているかどうか、よくわからないんですが。

○黒川委員 そうすると、これはいろんな意味が含まれているというふうに、今、ここでは理解すればいいと。例えば確かに、いろいろ実証研究とかいろいろな研究で、予算というものは将来情報ですけども、広く将来情報とか予算を出すとそれに縛られて、どうしてもそれを達成するために決算操作というか、政策をとる場合がある。これは言われております。そういうようなことも含めてのお話でしょうか。

それからまた、こういう予算情報なんかが出てくる、あるいは37項の「予期しない結果」とかになると、どちらかというところと保守的な測定をするような傾向のある会社もあるし、あるいは企業の、今ではグループというんでしょうか、いろんな企業の例えば昔で言えば三井と三菱と住友というような、ああいうふうにかなり大きなグループがありましたが、そういうようなグループに代表されるように、それぞれのグループにはそれぞれの企業の風土というか、企業グループの風土があったと言われております。

そういうような風土も会計の代替案選択行動に影響するというような実証研究もあるわけですけども、そういうものも含めて、いろんなものを理解をして、企業が実際に報告した数値というものの背景、そういうようなものを理解してくださいと、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

○加藤臨時委員 そういうことですね。ここだけ見てもよくわからないんですが、企業の戦略とか目的とか、いろんなことについて検討するということは、今、先生おっしゃったように、その企業のカルチャーとか、あるいは経営者の資質とか、信頼できる人かどうか、そうい

うものまで含めて、ある程度は考慮しなきゃいけないということになるんだと思います。ですから、私どもはこれはトップダウンアプローチと言われるゆえんは、やはりその辺は経営者の資質とかは実際に会ってみなきゃわかりませんので、会社の社長と会ってディスカッションするとか、そういうところから何かをキャッチするという必要があるんじゃないかなと思います。

ただ、1つ気をつけなければいけないのは、一般に誤解されやすいのは、このビジネスリスク的なアプローチというのは、監査人の責任が非常に大きくなって、監査人はその企業の盛衰とか、あらゆることに責任を持つんじゃないかというふうにとられる、それが1つのこのビジネスリスク的なアプローチの欠点というのが言われています。余りにもいろいろ中に入り込むものですから、監査人はそこまで責任持つのかというように言われているところがありますので、先ほどもちょっと触れましたが、監査人はこのすべての事業リスクの評価なり認識について責任を持つものではないということが、文章として入っているというところがあります。

○山浦部会長 いかがですか。

今年、発売されているアメリカの大学とか大学院で使っている監査論のテキストのクラスでも、まだ必ずしもビジネスリスクアプローチといった枠づけで、明確に整理されたものまでは至っていないような気がします。ただ、私はよく学生の授業のときに、例えばある銀行があって、そして不良債権の処理を迫られている。そのときには、当然、貸倒引当金の設定の問題であるとか、あるいは繰延税金資産の妥当性の問題であるとか、そういった問題は当然監査人は、ほかの健全な状態の金融機関よりはもっと厳密に見るだろうと。そうすると、非常に極端な例ですけれども、そういう視点は忘れてはならない。

当然、個別のアサーションベースまでそういう問題が波及してくるから、監査人、そういう見方がこのビジネスリスクをもとにした監査の新しい考え方だよという、そういった説明をするんですね。

いずれにしても、ちょっとこれは極端な例なんですけれども、恐らくそれに類したリスク、そういった意味でのビジネスリスクというのは、いろんな企業にあるんじゃないかと思いますので、それらを監査人は忘れてはならない。そしてそれをアサーションベースまで落としたときに、的確な監査判断まで結びつける、そういうアプローチ、本当はそれが完成すればビジネスリスクアプローチと言えるかもしれませんが、まだそこまでは行っていないような気も、個人的にはしておりますね。

そろそろ時間がないんですけれども、逆瀬委員どうぞ。

○逆瀬専門委員 ちょっと視点がずれた質問ですけれども、1点、2点教えて頂きたいと思い

ます。端的に作成者としては、監査はもちろん有効かつ効率的にということ、最低のお願いです。今ご説明頂いたリスクアプローチの手法を、一層実務レベルで鮮明にする方向で動いていると理解しました。作成者サイドでいろいろ悩みが深いのは、最近の会計基準が年金会計であるとか、あるいは減損であるとか、あるいは繰延税金資産の評価の問題など、長期的な見積りを求めるものとなっており、したがって、当然経営者の判断には幅が出てくる点であります。

そこで端的なお答えで結構なんですけど、リスクアプローチを実践のルールにより深く織り込むことによって、何か、これまでよりも鋭い切れ味のツールとなるのかどうかというのが1点です。もし、そういうことが期待できれば、これは作成者にとってもありがたい話だと思います。

もう1つは、加藤さんのご説明を伺っていて、作成者にとって監査の局面において、これまでと余り大きく実務が変わるようなことはないという印象を受けましたが、こういう素直な受けとめ方でいいのかどうか、この2点、確認したいと思います。

○加藤臨時委員 最初のご質問ですけれども、鋭い切れ味のツールという、これは実際に監査するそれぞれの監査法人なり会計士が使うものであって、この中には特にツールということではなくて、こういうことでやりなさいということが書いてあるわけで、具体的なツールというのはこの範囲ではカバーされていませんけれども、それぞれの監査法人等においてはいろいろと考えていると思います。

それと、経営者の幅があると長期的な見積もりが多くなってということについては、むしろ私は、このビジネスリスク的なアプローチの方が、監査人としては適切な判断ができるんだと思います。

例えば、狭い観点から財務とか会計とかのことばかりで判断すると、どうしても近視眼的になって、企業の長期的な戦略とか目的というものを見ないで判断する可能性があるんですが、このビジネスリスクアプローチは、先ほども言いましたようにトップダウンアプローチですから、トップの考え方とか会社のキーマネジメントの長期的な戦略等についても理解を深めるということですから、そういう面からはむしろ長期的な視野から判断ができるということで、むしろこれは企業側にとってはプラスになるんじゃないかなと思います。

それで、先ほどのJWGのアンケートの中にも、むしろクライアントサービスの向上に結びつくというようなことが書いてあるのは、やはりそういう付加価値を与えられるということから来ているんだと思います。

それから、実務の面で何も変わらないのかということなんですけど、確かに規定の渋りは今の

中にもあることが多いんですけども、そのウエートづけとか、実際の実務のアプローチの仕方というのは、やはりこの新しい実務指針では変わっていますので、それはやはり実務の面では変わっていくと思います。というのは、従来以上に、何回も言っていますが、トップダウンアプローチということで、経営者の上層部にお会いするとか、監査役とのコミュニケーションふえると、あるいはビジネスリスクの分析において、いろんな情報を会社にお願ひするとか、そういうようなことがあると思います。

反面、例えば今まで固有リスク、統制リスクということで、非常に細かく分析していたものを、もう少しトータル的に両方合わせたところでの重要な虚偽表示リスクという観点から、もっと実務的に柔軟にリスク分析をしていくということが起きると思いますので、その辺も監査の実務が変わってくるんじゃないかなという気はします。

○町田専門委員 時間が押している中すみません。

先ほどからの議論の中で、いくつか申し上げたいことがありましたので手を挙げておりました。

その前に、先ほど黒川先生の方からご指摘というか、ご質問のあったリスクの点ですけども、基本的に監査論の領域では、したがってこの実務指針もそうですけれども、リスクというのは、ネガティブリスク、負のリスクを指します。ですから、ファイナンス等の領域で言われるポジティブリスクを含むリスク概念については、監査部会での議論としては、含めないのが適当なのではないかなというのが私の理解です。

さて、まずビジネスリスクに関して、1点申し上げたいのですが、今、加藤先生からのご説明にありましたように、もともとビジネスリスクというのはトップダウンといいますか、企業全体を見ようということ、あるいは企業の事業全体を考えて理解しようということですので、先ほど黒川先生が読み上げられた部分などが出てくるんだろうと思います。実際、財務諸表に関しては、もともとアサーションということばはずっと以前から、「財務諸表は経営者の主張（アサーション）である」という形で使われていたんですが、現在では、それをトップダウン型の監査ということで、財務諸表を個々の開示項目についてまでブレイクダウンしてくる中で、それらについてもアサーションということが強く主張されるようになっていった、と。そのこと、つまり国際監査基準で、個々の項目についてもアサーションという用語を用いているのに対して、日本の実務の指針等では監査要点という用語が用いられているということが、ちょっと齟齬を来しているのではないかなと思ってお聴きしていたところです。

また、ビジネスリスクという形で企業全体のことを見ていくというと、監査人の責任は非常

に重くなります。もともと今の監査基準でも実質的判断ということで、責任の重さというのは高まっています。もともと実質的判断という規定が最初に入ったときには、会計基準等がないところについては監査人が企業実態を踏まえて実質的判断を行使するという、非常にミニマムな形で言われていたものが、後々になると、監査人がすべてにわたって企業実態を判断するような、責任の重さを非常に強調するような言い方が出てきています。そうしたことを考えると、ビジネスリスクの問題を考えていくときに、どこまで取り込んでいって、どこまで規定に落とすのかは、大きな問題だと思います。例えば国際監査基準等では、究極的には会計原則のオーバーライドといったことまで規定していますが、そういったことまでは日本の基準に入れることは難しいのではないかと思いますので、どの程度の役割を監査人に負わせるのか、基準化するのかというのが、ビジネスリスクに関する問題を監査基準の改訂の内容として考えていくときの焦点かなというふうに考えております。

それともう1つ、先ほど加藤先生の方からJWGのお話がありましたけれども、加藤先生は触れられませんでした。アメリカではJWGの報告書が出た後に、不正問題を取り扱っている監査基準書(SAS)の99号に替わる新基準書の公開草案が出ておりましたが、PCAOBが設立された段階で、AICPAの基準設定作業はストップされ、その公開草案も全面撤回されたわけです。つまり、不正の基準については、後日、PCAOBが作るからということで、もうIACPの基準は今のままにして、公開草案が出されているけれども引っ込めなさいということになったわけです。したがって、不正に関しては、アメリカの基準は、国際監査基準と比較すると、実は一歩前の段階で止まったままになっております。

事務局の方から出されている資料2の方で、PCAOBの方で基準の改訂が行われる、と書いてありますが、正確には、現在、基準の設定作業が行われている最中である、ということが出来ます。したがって、ちょっと不正の問題に関してはPCAOBの動向を見る必要があるだろうというふうに思いますので、ビジネスリスクの議論と、この不正の議論を分けて議論する必要があると思います。

今日は、カネボウの話などがありました。それは個別の事情という問題もあるのかもしれませんが、まずはビジネスリスクの問題を検討して、監査人がどこまでの役割を担うのか、あるいは監査に当たっての企業全体の理解とか、リスクの定義とか、さらに、内藤先生のおっしゃった監査要点といった問題をどの程度まで書き込んでいくのか、といったところを解決することが先ではないかと思います。とくに、日本の監査の現状の一つの特徴としては、個別の項目について、基準準拠性を強く見るという特徴があるようですから、ビジネスリスクの

考え方にいう、企業全体の理解といった点を監査基準に取り込むことは、重要なことではないか、と考えております。

一方、不正の問題については、先ほどPOBのオマリー・パネルの報告書による不正捜査型監査の提唱などのお話もありましたけれども、もしかしたら、今後は、不正探索とか不正検査ということが非常に強く色濃く出た基準が、PCAOBから出される可能性もあると思いますので、この件については、ちょっと一歩待って、早目にビジネスリスクの部分を手当をして、不正の問題については大きな論点なので、また別途議論するというのがいいのではないかと、いうふうに考えております。

○山浦部会長 ありがとうございます。

いろいろまだ時間をとってご意見を頂きたいところでもありますけれども、残念でありますけれども時間がまいりました。本日、品質管理以外の事項で、監査基準に何を盛り込むべきかという、その点のご意見を伺いたいということでこの会議を開きました。

本日、非常に強い論点になりましたビジネスリスクを重視したリスクアプローチの問題につきまして、次回、もう1度外部の方からヒアリング等も踏まえまして、より踏み込んだご審議を頂きたいと思っております。

最後に、今後の予定について申し上げます。

次回の部会は4月28日木曜日の午後4時から6時に開催したいと存じます。

それでは、少し時間をオーバーしましたけれども、これにて閉会いたします。

本日は、お忙しい中ご参集頂きましてまことにありがとうございました。

午後 6時10分 閉会